

# 糸魚川市教育大綱

令和 6 年 3 月

糸魚川市

## 目 次

1 策定の趣旨 .....	P. 1
2 基本方針 .....	P. 2
3 大綱の位置付け .....	P. 3
4 教育の基本方向 .....	P. 4
5 大綱の期間 .....	P. 6

# 1 策定の趣旨

---

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、「糸魚川市教育大綱」として策定するものです。

平成28年3月の策定後、同年12月に発生した糸魚川駅北大火により、重点推進項目に防災教育を追加しており、今後とも教育委員会と一体となって、教育に関する施策の総合的な推進を図ってまいります。

令和6年3月

糸魚川市長 米田 徹

## 2 基本方針

「わがいといがわ」と言える人づくりを教育に関する基本方針とします。

保育園、幼稚園や学校、家庭、地域住民、企業、行政機関が連携し、ふるさと糸魚川の新しい時代を切り開き、そして担う、心豊かでたくましい市民を育成するため、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが共に学び、心身ともに健全に成長するひとづくりを進めます。

### ★糸魚川市の教育に関する基本方針★

#### 「わがいといがわ」のひとづくり

～糸魚川を愛し、誇りを持って「わがいといがわ」と言えるひとづくり～



「わがいといがわ」とは  
(我が糸魚川)

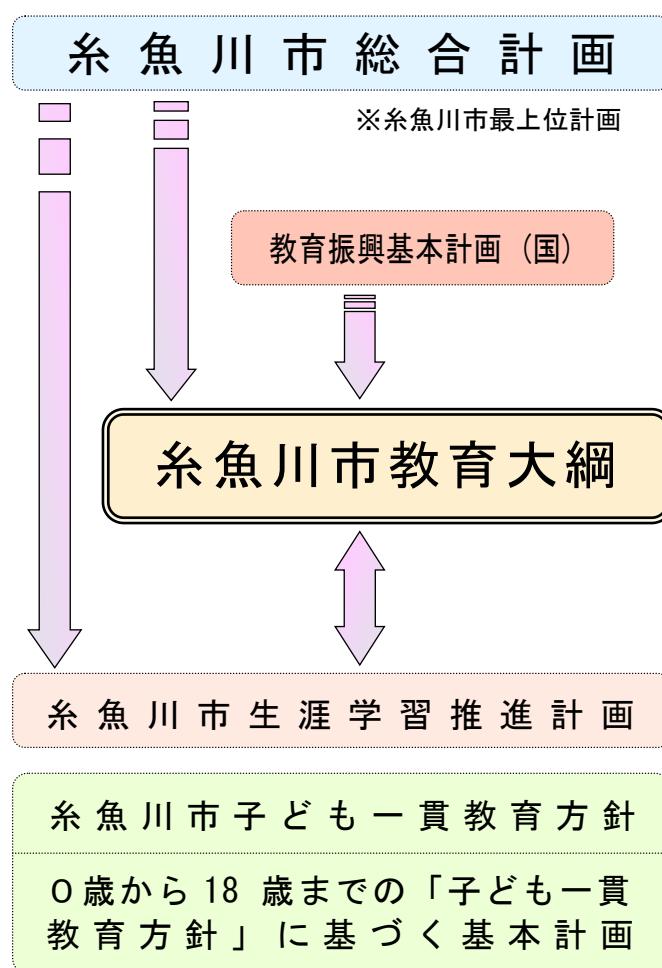
我が糸魚川(私たちが住む糸魚川)に、あらゆる面から愛着を持ち、誇りに思う気持ちを表しています。

ふるさとを愛する心の輪(わ)を広げるため、ひらがなでの回文を用い、「わ」を起点として、どちらから読んでも「わがいといがわ」としたものです。

この「わがいといがわ」は、長年、糸魚川市の教育方針の策定に携わっていただいている田中統治氏(現:東海大学特任教授)の言葉を引用させていただきました。

### 3 大綱の位置付け

「糸魚川市教育大綱」の位置付けは、次のとおりとします。



**郷土愛にあふれ  
夢をかなえる人づくり**  
(子育て支援・教育分野)

**「わがいといがわ」の  
ひとづくり**

**「学び、つながり、そして輝く  
ひとまち」**  
**市民織ぐるみで  
ひとみかがやく日本一の子ども  
を育てます**

関連する計画等

- ・糸魚川市子ども読書活動推進計画
  - ・糸魚川市親子保健計画
  - ・糸魚川市歯科保健計画
  - ・健康いといがわ21
  - ・糸魚川市子ども・子育て支援事業計画
  - ・糸魚川市いじめ防止基本方針
  - ・糸魚川市文化財保存活用地域計画
- など

## 4 教育の基本方向

### (1) 健やかで生涯学び続けるひとづくり 郷土の文化を継承し、個性ある地域を創造するひとづくり

心豊かで、一人ひとりが輝き、楽しく充実した生涯を送れるよう、市民の生涯学習、芸術文化、スポーツライフを支援します。

#### 取組指針

～生涯学習、生きがい、ひとづくり～

- ① 生きがいを見つけ自ら学び続けるひとづくり
- ② 自ら芸術・文化活動に取り組むひとづくり
- ③ スポーツによる健康、生きがい、交流を大切にしたひとづくり
- ④ コミュニティの形成、充実による地域で支え合い、助け合うひとづくり

#### 重点推進項目

- ・市民主体の生涯学習・芸術文化活動の推進
- ・家庭、園・学校と地域との教育力の連携強化
- ・糸魚川ジオ学（防災教育、ふるさと学習、食育など）の推進
- ・生涯を通じた健康の保持増進と体力の向上
- ・協働のまちづくりの推進

#### 関連する基本計画

- ・糸魚川市生涯学習推進計画

---

## (2) 市民総ぐるみのひとみかがやく 0歳から18歳までのひとづくり ※0歳から18歳までに特化した内容（一部再掲）

0歳から18歳までの発達段階にふさわしい連續性を重視した、子ども一貫教育を推進します。

### 取組指針

～豊かな心、健やかな体、確かな学力～

- ① 心・健康・学力のバランスのとれた子どもの育成
- ② 一人ひとりの個性を活かしてその能力を伸ばす、子どもの夢の育成
- ③ ふるさと糸魚川をよく知り、郷土を愛する子どもの育成
- ④ 家庭、地域、園・学校が力を合わせた糸魚川の子どもの育成

### 重点推進項目

- ・学力の向上
- ・いじめを見逃さない、許さない環境の構築
- ・家庭教育、就学前教育及び小・中学校教育の充実、高等学校教育との連携
- ・家庭、園・学校と地域との教育力の連携強化
- ・糸魚川ジオ学（防災教育、食育など）、キャリア教育及び特別支援教育の推進
- ・「德育」による望ましい人格形成の推進  
(德育とは…社会が理想とする人間像を目指して行われる人格形成の営み)
- ・読書、読み聞かせや絵本の活用

### 関連する基本計画

- ・糸魚川市子ども一貫基本方針
- ・0歳から18歳までの「子ども一貫教育方針」に基づく基本計画

## 5 大綱の期間

---

対象期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、国や県の動向、社会情勢の変化、糸魚川市総合計画との整合性を保つために、必要に応じて総合教育会議で協議、調整し、改定するものとします。

